

沿岸広域振興局長告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

令和7年3月28日

沿岸広域振興局長 工藤直樹

- 1 路線名 455号
- 2 供用開始の区間
  - (1) 下閉伊郡岩泉町袈野字赤鹿64番地先から中里字橋場7番33地先まで
  - (2) 下閉伊郡岩泉町中里字林の下138番4地先から中島字中島115番20地先まで
- 3 供用開始の期日 令和7年3月28日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
  - (2) 期間 令和7年3月28日から同年4月28日まで